

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248 番地 4
大和郡山市役所 都市建設部 住宅課 庶務係
電話 0743-53-1641
FAX 0743-53-5001（都市建設部共用）
E-Mail jyutaku@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- （1）入札件名 大和郡山市市営住宅昇降機保守点検業務（その 1）
- （2）業務場所 大和郡山市新町他地内
- （3）契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで
- （4）契約場所 大和郡山市北郡山町 248 番地 4
- （5）入札方法 別紙入札説明書のとおり

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- （1）業務の履行にあたって次のいずれかの資格を有する技術者を従事させることができること。
 - ア 一級建築士又は二級建築士
 - イ 昇降機検査資格者
- （2）入札公告日から過去 2 年間に官公庁とエレベーター保守点検に関する業務契約を締結し、すべて誠実に履行している実績を有する者。（別添様式にて実績表提出）
- （3）上記（2）の契約内容において直接業務履行する保守点検総台数が 20 台以上有すること。
- （4）事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- （5）国税の滞納のない者であること。（加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては当市の市民税の滞納のない者であること。）
- （6）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がない者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不

健全である者でないこと。

- (8) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
- ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ なお入札説明書等は和歌山県公式HP（下記アドレス）に掲載。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/jutakuka/nyusatsu_keiyaku/1/17570.html

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年4月27日（月） 17:00
- (2) 提出場所 1に同じ

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和8年5月12日（火）14:00

奈良県和歌山県北郡山町248番地4 和歌山県役所3階 302会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、書留郵便で令和8年5月11日（月）17:00必着で郵送すること。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

- (1) 入札保証金 和歌山県契約規則第6条第2号により免除
- (2) 契約保証金 和歌山県契約規則第22条第3号により免除

- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 支払い条件 詳細は別紙仕様書によるものとする。
- (6) この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とする。